大阪市認知症高齢者グループホーム 新規開設及びユニット増設募集要項

令和7年10月 大阪市福祉局

事務局 : 高齢者施策部高齢施設課

住 所 : 〒541-0055

大阪市中央区船場中央 3-1-7-331

(船場センタービル7号館3階)

電話: 06-6241-6536 FAX: 06-6241-6604

E-Mail : fa0028@city.osaka.lg.jp

1 募集の概要

大阪市では、令和6年度~令和8年度を計画期間とする、「第9期大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づいて整備を進めていくため、令和7・8年度に整備着手(協議完了)するまたは事業開始する認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護を含む。以下「認知症高齢者グループホーム」という。)の新規開設及びユニット増設について、317人分程度の法人を募集します。

審査の結果、選定された法人は順次、事前協議手続きを行っていただく必要があります。 新規開設またはユニット増設を希望される法人におかれましては、本要項及び関係法令等を十分 にご理解のうえ、応募いただきますようお願いします。

2 応募について

(1) 法人の条件

- ① 介護保険法第70条第2項及び第115条の2第2項の規定に該当しない法人であること。
- ② 令和2年4月1日以降、法人の社会福祉施設等の事業運営にあたり介護保険法・老人福祉法・社会福祉法上の改善勧告・行政処分等を受けていないこと、介護保険施設等の整備事業者の選考取消等を受けたことがないこと、又は法人の運営に重大な法令違反がないこと。
- ③ 法人が運営する各社会福祉施設等の直近の法人監査・施設監査・実地指導等において指摘 を受けている場合は指摘事項について改善報告書が提出されており、改善の状況が確認され ていること。

ただし、直近の指摘であるかに関わらず、虐待に関する指摘を受けている場合は、その内容によっては審査しないものとする場合がある。

- ④ 納税義務者にあっては、国税及び地方税を完納していること。(法人税、消費税及び地方消費税、地方税、源泉所得税等)
- ⑤ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 法人役員(就任予定者を含む。)に次の各号に該当する者がいないこと。
 - ア 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者及び 同要綱別表に掲げるいずれかの措置要件に該当する者
 - イ 過去5年間に破産手続開始決定を受けた者
 - ウ 過去5年間に拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでの者、又はその執行 を受けることがなくなるまでの者

(2) 施設の条件

- ① 各法人が申込みできる事業所数は2事業所に限る。
- ② 「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」 (平成25年大阪市条例第26号)及び「大阪市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備 及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関

する基準等を定める条例」(平成 25 年大阪市条例第 31 号)を遵守していること(下記URL参照)。

URL http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000210921.html

- ③ 既存の指定介護保険事業所を廃止しての応募は認めない。
- ④ 施設整備に係る費用(建築費・設計監理費・開設準備資金等)及び・施設運営(介護報酬・職員給与・光熱水費・介護材料費等)の現実的な収支見込等を具体的に策定すること。なお、施設を地主等の他の者の費用において建築する場合は、地主等と具体的な建築費等について協議し承諾を得ていること。

(3) 応募における注意事項

- ① 提出された計画の変更は、本市の指導等により認めたものを除き認めない。
- ② 提出書類に不備や誤り等がある場合は、公募期間内に修正すること。できない場合は選定対象外とする。
- ③ 同一土地に対して、複数の法人からの申込みがあった場合選定評価を行えないため、選定 委員会までに調整を求めるものとする。できない場合は選定対象外とする。
- ④ 同一法人が複数の事業所を併設する場合は、選定までに併設が可能であるか、事業所を所管する部署に事業内容を確認しておくこと。
 - (例) 障害者総合支援法に基づく指定共同生活援助 (グループホーム) 等

お問合せ先	電話番号	お問合せ内容	
福祉局障がい者施策部運営指導課	06-6241-6520	設備基準、人員基準等に	
(指定担当)		関すること	
(船場センタービル7号館3階)			
福祉局障がい者施策部障がい支援	06-6208-8245	サービス内容に関すること	
課(大阪市役所本庁6階)			

- ⑤ 提出書類は、本市情報公開条例の定めにより、公開する場合がある。
- ⑥ 本市はこの募集に関して整備補助金の交付等は行わない。
- ⑦ 選定された法人に認知症高齢者グループホームの事業者指定を約束するものではない。指 定申請を行うには、選定後に高齢施設課と事前協議を行い、大阪市地域密着型サービス等運 営委員会での審査、報告で「適格」とする結果を受けることが必要となる。
- ⑧ 選定後の権利譲渡は認めない。
- ⑨ 選定後は、応募時に届出した利用定員と同数で当初指定申請を行うこと。やむを得ない理由により、それ以下の利用定員で指定申請を行う場合は、本市と事前協議を行い、了承を得ること。
- ⑩ 選定法人が計画を中止または辞退することになった場合は、速やかにその旨を届け出ること。ただし、中止または辞退した法人については、中止または辞退があった時の次回の公募において、選定会議に諮った上で評価を減点する。
- ① 特別な理由なく、令和8年5月31日までに高齢施設課との協議を完了させ、令和8年6月 又は8月開催の大阪市地域密着型サービス等運営委員会において、事業計画の承認を得ない

場合は辞退したものとみなす。

また、令和8年度末までに事業を開始することを原則とし、特別な理由の申し出がなく 令和8年度末までに指定を受けることができない計画については公募選定を取り消す場合 がある。

- ② 事業所予定地については、不動産登記法に関する境界に問題がないこと、土地の所有又は 使用が可能であること、その他、整備着手に支障や問題等がないことを確認すること。
- ③ 整備予定地において、提案に沿った施設が確実に整備できること。
 - (関連法令及び本市の条例、要綱、要領等により土地利用上様々な規制があるので、応募者ご自身で確認し、提案内容はこれら法令等を遵守し、その確認は、原則、募集期間中に行うこと。)
 - ※ 選定された法人が整備予定地に提案に沿った施設を整備できない場合は、次点の法人を 選定する。
 - ※ 土地利用に係る諸規制等については、下表を参考に、それぞれの担当課へ問合せること。
 - ※ 問合せの際には、必要事項を記載した別紙6「計画調整局への確認事項」をお問合せ先へ 提示し、本件応募に係る確認であることを伝え、確認した内容を別紙6に記入の上、公募書 類提出時に併せて提出すること。
 - ※ また、問合せの結果、建築計画等と諸規制等を照らし合わせることにより、応募者自らが 施設整備可能と判断した日を〔公募書類提出チェックリスト〕に記入すること。

お問合せ先	電話番号	お問合せ内容	
計画調整局開発調整部開発誘導課	06-6208-9285	開発許可の要否、	
(大阪市役所本庁舎7階)	00-0200-9205	大規模事前協議の要否	
計画調整局建築指導部建築確認課		用途規制、建蔽率、容積率の制限、	
(大阪市役所本庁舎3階)	06-6208-9291	高さ制限、日影規制の有無、接道	

- ※ 計画調整局開発調整部開発誘導課へは事前に電話にて連絡をお願いします。
- ④ 土地または建物を借受けて、もしくは買い受けて事業を行う場合は、借用・売却等にかかる 確約書(任意様式)の写しを提出すること。

3 申込受付期間

令和7年10月27日(月)~12月26日(金)必着(期日厳守)

(持参の場合は土曜日、日曜日、祝日を除く。)

4 整備予定定員数

認知症対応型共同生活介護

3 1 7 人分程度

- ※1事業所につき27人(3ユニット)まで認める。
- ※各区の整備目標数についてはP8「認知症高齢者グループホーム区別整備状況」を 参照のこと。

5 申し込み方法

- ① 「11 問合せ先(申込み先)」あてに持参または配達日が明示された簡易書留などにより申込むこと。メールやFAXによる申込みは受付けない
- ② 提出書類に不備や誤記等がある場合は、修正が必要である旨、メールにて連絡する。 また、すでに提出した書類を修正(差し替え)する場合は、その旨記載の上、提出期限までに メールまたは配達日が明示された簡易書留などにより送付すること。

募集期間内に修正が完了しない場合は選定対象外とする。

- ③ 「大阪市認知症高齢者グループホーム運営計画書等の記載に関する注意事項」(別紙1)を確認のうえ、「令和7年度大阪市認知症高齢者グループホーム運営計画書」(別紙2)(以下:「計画書」という。)に必要事項を記入し、添付書類と併せて送付すること。送付部数は各1部。
- ④ 質問事項がある場合は、今和7年11月7日(金)午後5時00分までに「質問票 (認知症高齢者グループホーム)」(別紙10)に記入のうえ、同質問票に記載しているメールアドレスあてにメールにて送付のこと。受付けた質問に対する回答は、福祉局ホームページ上に掲載する。公平性を期すため、来庁及び電話による問い合わせは受け付けない。

6 申込みの確認について

提出書類について記載内容等を確認したうえで、申込事業者あて申込み確認メールを3~4日程度で送信する。なお、持参の場合は、確認メールの送信は行わない。

本市からの確認メールが届かない場合は、「11 問合せ先 (申込み先)」の担当まで電話にて問合せのこと。

7 選定の評価項目・選定方法

- ① 事業計画の選定については、P7「令和7年度認知症高齢者グループホーム事業者選定評価項目」に基づき、外部委員で構成する「大阪市介護保険事業者公募に係る選定会議」において応募書類を審査し、順位付けした上で、合計点の高い事業計画から順に、原則整備予定定員数を満たすまで選定する。
- ② 選定の審査は、まず目標数を満たしていない区の事業計画から整備目標数を満たすまで審査 する。その後、整備予定定員に達していない場合は、整備目標数を満たしている区の事業計画

を審査する。

- ③ ユニット毎の居間・食堂については、入居者の日常生活に配慮した面積として、入居定員 1人に対して3m²以上確保することを基本とする。
- ④ 採点結果が同点になった場合は、整備率の低い区での整備計画を優先する。 また、認知症高齢者グループホーム以外の地域密着型施設との合築整備又は併設整備を優先 する。
- ⑤ ④によっても順位を決定できなければ抽選を行う場合がある。その場合は、該当する法人にメールにて連絡する。

8 選定結果

選定結果については、令和8年3月中旬に文書により、申込み法人あてに通知する。 各区の申込状況及び選定状況については、本市ホームページ上で公開する。 なお、選定された法人については、ホームページで法人名及び事業所設置予定地等を公開する。

9 順位の繰上げ等

事前協議対象事業者が協議案件を中止した(取下げた)場合は、次位の事業者を繰り上げて事前協議対象事業者とする場合がある。

繰り上がった法人には速やかに通知を行う。

繰り上げを行う期間は、令和8年4月末までとする。その期間を過ぎての繰り上げは行わない。 なお、応募後に「2 応募について」の要件を満たさないことが判明した場合は選定を行わない。

また、公募選定後に2(1)① \sim ③の事実が発生した場合も公募選定を取消し、次順位法人を繰り上げ選定することがある。

10 その他

「8 選定結果」の結果通知で優先協議の対象となった申込事業者と、順次事前協議を開始するが、この事前協議には、別途提出書類が必要であるので、結果通知と併せて連絡する。

11 問合せ先(申込み先)

住 所:〒541-0055 大阪市中央区船場中央3-1-7-331 (船場センタービル7号館3階)

担 当:大阪市福祉局高齢者施策部高齢施設課 (河上・安永)

電 話:06-6241-6536

メ ー ル: fa0028@city.osaka.lg.jp

12 募集等のスケジュール

日程	事 項	
令和7年 10月 27日 (月)	申込書等の受付開始	
12月 26日(金)	申込書等の受付締切【必着】	
令和8年 1・2月	選定作業(必要に応じて抽選)	
3月中旬	選定結果を通知	
3月下旬~ 選定された法人は高齢施設課と事前協議を開始 (協議日時の予約は選定結果の通知後から受付		

[※]スケジュールは現時点での予定であり、応募法人数等により今後変更となる場合がある。

令和7年度認知症高齢者グループホーム事業者選定評価項目

評価項目	内容	
事業計画		
法人の運営理念	運営理念は適正であるか	
法人の強み、独自性	法人としての強みや独自性はあるか	
収支決算の状況	安定的な事業運営を行える税務状況・ 資金計画であるか	
施設整備計画の妥当性	施設整備計画は適正であるか	
災害に強い施設づくりへの対応	災害時の入居者の安全確保や防災対応、 地域等との連携について評価	
法人としてのコンプライアンス 体制・権利擁護・虐待防止	コンプライアンスについての取組や体制、 実績等について評価 利用者の権利擁護・虐待防止の体制を評価	
職員の処遇確保・研修計画	職員の処遇確保・研修計画に関する考え方は 適正であるか	
整備法人の状況		
介護保険事業等の運営実績	令和7年4月1日時点で介護保険法に基づく事業 (みなし指定を除く)及びその他の事業(養護、 軽費 有料、サ高住)の事業実績があるか	
法人実地指導等の状況	令和2年4月1日以降、実地指導等において指摘 を受けていないか。虐待事案に関する指導を受け ていないか	
管理者(予定者)の経験	グループホーム・介護保険施設等において管理者 の経験のある者を配置しているか	
医療との連携及び看取り介護体制	医療連携体制加算及び看取り介護加算の算定要件 を満たす人員配置であるか	
認知症ケアに関する取り組み	認知症専門ケア加算の算定要件を満たす人員配置 であるか	
計画地(施設立地)		
計画地の区の整備状況	整備率の低い区での計画を評価する 〔P8「認知症高齢者グループホーム区別整備状 況」参照〕	

[※]事業計画及び整備法人の状況の合計点が一定水準に達しない場合は選定しないこととする。

認知症高齢者グループホーム区別整備状況(令和7年10月1日現在)

	目標数	整備数	整備率
区	(A)	(B)	(B) ∕ (A)
北区	173	81	47%
都島区	180	162	90%
福島区	104	126	100%
此花区	124	99	80%
中央区	119	99	83%
西区	113	54	48%
港区	148	121	82%
大正区	171	171	100%
天王寺区	111	90	81%
浪速区	108	108	100%
西淀川区	189	198	105%
淀川区	286	261	91%
東淀川区	333	333	100%
東成区	207	207	100%
生野区	363	363	100%
旭区	189	189	100%
城東区	299	243	81%
鶴見区	178	178	100%
阿倍野区	194	189	97%
住之江区	270	270	100%
住吉区	338	338	100%
東住吉区	354	354	100%
平野区	417	417	100%
西成区	332	332	100%
全市	5,300	4983	94%